

記載例

「購入予定数量等設定申込書」は毎年作成して下さい。  
購入予定数量・積立単価・積立金額・納入方法は毎年設定を変更できますが、購入予定数量は1年間の予定数量に基づいて過大とならないように設定して下さい。

別紙様式例第5号

漁業用燃油購入予定数量等設定申込書

令和3年〇月〇〇日

一般社団法人  
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所 〇〇県〇〇市〇〇町123番地  
申込者氏名 大漁 太郎 (印)  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約に基づき、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金(以下「補填金」という)の対象となる燃油購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

1. 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2. 対象数量(補填金の対象となる燃油購入予定数量)

(A 重油)	6,000	リットル
(軽油)	4,000	リットル
(ガソリン)		リットル
(その他: )		リットル
合計	10,000	リットル

この数量までが、1年間に補填される数量となります。(積立残額があつても、補填されるのはこの数量までとなりますが、過大な数量で設定しないで下さい。)

3. 積立て単価(1キロリットル当たり)の選択 (次のいずれかに〇印を付して下さい。)

○ 漁業用燃油価格安定対策事業  
①7,500円 ②6,500円 ③5,000円 ④4,000円 ⑤3,000円 ⑥2,000円 ⑦1,000円

4. 燃油補填積立金の納入方法等

(積立ての金額)

選択された単価(5,000円)/1000×予定数量設定申込書の数量(10,000リットル) = 50,000円

\* 積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

積立金は6月末までに納入して下さい。  
分割納入の場合、1回目は必ず6月末までに納入して下さい。

(納入方法) 次のいずれかに〇印を付して下さい。

- ① 一括納入
- ② 分割納入(次のいずれかに〇印を付して下さい。)

  - ア 6月と\_\_月の2分割
  - イ 6月と\_\_月と\_\_月の3分割
  - ウ 6月・9月・12月・3月の4分割

\* 分割納入のア又はイの\_\_には、9月・12月・3月の中から選んで記入して下さい。

\* 分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は、6月末の納入額にまとめられます。

【燃油購入予定数量等設定における留意事項】

- ・ 契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、燃油購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入予定数量が設定できない場合があります。
- ・ 補填金交付の有無にかかわらず、各四半期ごとの燃油の購入実績数量を、納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。
- ・ 燃油購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金を納入してください。

5. 漁業用燃油緊急特別対策(以下「特別対策」という。)の適用に係る申し出(次のいずれかに○印を付してください。)

(1) 令和2年度も継続して特別対策に加入している方

次の①から③が「はい」の場合、特別対策の対象となります。

- ① 平成25年12月末までに積立契約を締結し、令和2年度も特別対策に加入している(年度途中での脱退を除く)。

はい  いいえ

特別対策を継続する場合、①～③のすべての「はい」に○をつけて下さい。

- ② 「水産庁長官が別に定める加入者等について」(平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知)第1(1)に定める資源管理計画又は漁場改善計画等に参加している。

はい  いいえ

- \* 「はい」に○をつけた方は、6月末までに、所属漁協・漁連等で確認させていただきます。  
「いいえ」に○をつけた方は、この特別対策の適用は受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

- ③ 「水産庁長官が別に定める加入者等について」(平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知)に係る省エネに関する計画を策定し、実施する。

はい  いいえ

既に「省エネ計画」を提出して取組内容に変更がない場合は、再提出不要です。

- \* 「はい」に○をつけた方は、当該計画を、6月末までに、所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して一般社団法人漁業経営安定化推進協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画審査委員会において審査させていただきます。

「いいえ」に○をつけた方は、この特別対策の適用は受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

特例として特別対策に新規加入できる漁業者のみが対象です。

(2) 新規に特別対策に申込が可能な方

次の①から③までのうちいずれか1つが「はい」の場合、新規に特別対策に申し込みができます。

- ① 平成25年7月から同年12月までの間、「もうかる漁業創設支援事業」、「がんばる漁業復興支援事業」又は「がんばる養殖復興支援事業」に参画しており、当該事業が令和2年度に完了する。

はい・いいえ

② 平成26年1月以降、新たに漁業に従事した。

はい・いいえ

③ けが、病気により平成25年7月から同年12月までの間、操業できなかった。

はい・いいえ

- \* 今回の申し出を行わない場合、令和3年度以降に特別対策の適用を受けることはできません。
- \* 「はい」に○をつけた方は、当該計画を6月末までに所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して一般社団法人漁業経営安定化推進協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画審査委員会において審査させていただきます。  
「いいえ」に○をつけた方は、この特別対策の適用は受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

6. グループ加入の場合は、グループ構成員数を記載してください。

グループ構成員数: ○ 人

グループ加入や漁協一括加入の場合、必ず参加している構成員数を記載して下さい。(規約も整備する必要があります。)

7. 漁業経営におけるコスト削減の取組

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、加入者は、要領の規定により、漁業経営におけるコスト削減の取組を実施する必要があります。

対象期間に行う、また、前年度に行った漁業経営におけるコストの削減の取組について該当する取組のチェック欄に「○」をつけてください(複数可)。

\* 1つ以上の取組を行ってください。

必ず1つ以上の取組を行って下さい。

コスト削減の取組内容	チェック欄 【対象期間】	チェック欄 【前年度*2】
燃油コストの削減・燃費の向上	○	○
冷凍・冷蔵コストの削減		
輸送コストの削減		
餌料コストの削減		
種苗コストの削減		
漁業用資材コストの削減		
販売費及び管理費の削減		
その他*1 ( )		

\*1 該当する項目以外の取組の場合は、その他のチェック欄に○をつけ、具体的な取組内容を( )内に記載してください。

\*2 対象期間の前年度、セーフティーネット未加入者は、記載する必要はありません。